

地振第442号
令和6年1月23日

各部局主管課長 様
各県事務所長 様

地域振興課長

ふるさとぎふ振興寄付金における新規返礼品の発掘について（依頼）

昨今、ふるさとぎふ振興寄付金（以下、ふるさと納税という）による寄附金額は、その普及とともに増加し県財政においても一定の金額を占めるに至っています。また、ふるさと納税の返礼品により、県の魅力を発信する重要な手段ともなっています。

こうした状況に鑑み、岐阜県の返礼品発掘のため、関連する事業者に対して、県の返礼品の提供が可能となる「ふるさとぎふ振興寄付金パートナー企業（※）」制度の周知と登録支援をお願いします。

つきましては、各部局主管課においては部局内各課への周知と報告をとりまとめるうえ、各県事務所においては直接、下記により報告いただくようお願いします。

記

1 報告方法

別紙1により、登録を希望する事業者等について、当課担当宛てにメールで報告（該当する事業者が無い場合もその旨報告）

2 提出期限

令和6年2月21日（水）

3 その他留意事項

- ・報告後は、当課にて事業者と登録に向けた調整を直接行います。
- ・既に登録済みの事業者への登録支援は不要です。（別紙2参照）
- ・ふるさと納税の返礼品として登録するためには、総務省が定める「地場産品基準」の条件を満たす必要がありますので、ご留意ください。（別紙3参照）

(※) パートナー企業へ登録いただくことで、県から寄附者に対する返礼品の発送を依頼し、その対価を受けることができます。(別紙4要領のとおり)

【返礼品の申請から登録までの通常の流れ】

1. 事業者は県ホームページの企業、返礼品申込フォームから申込み・・・14日前
2. 地域振興課で返礼品の審査・・・10日前
3. 地域振興課で返礼品のページ作成後、事業者へサイト確認依頼・・・5日前
4. 地域振興課から事業者へパートナー企業の決定通知送付、・・・3日前
5. ポータルサイトの返礼品ページを公開

担当課	清流の国推進部地域振興課 地域プロモーション係		
係長	亀山	担当	矢野
連絡先	TEL 058-272-8197 (内線 2544) FAX 058-278-3530 E-mail yano-meiko@pref.gifu.lg.jp		